



# 子どもが他人をケガさせたら、親は責任を取らなければならない？

弁護士 東 麗子

Aさんには小学校2年生の子どもBがいます。Bが、放課後、同級生らと校内で鬼ごっこをして遊んでいたところ、下駄箱近くで鬼役の同級生に捕まりそうになったので、校庭へ逃げようとしたのですが、靴をはきかえていなかったため、近くにいた小学校1年生の友達Cに、おぶって校庭へ逃げようとしたところ、急いでBをおぶってバランスを崩したCが転倒し、Cは腕の骨を折ってしまいました。

AさんはCの親から、CがケガをしたのはBのせいだから、Cの治療費等を支払うように求められました。AさんはCの治療費などを支払わなければならないのでしょうか？

## ◆——解説

一般に、未成年者が他人にケガを負わせた場合、その未成年者が「自分の行為の責任を弁識するに足りる知能」（＝事理弁識能力）を備えていれば、その未成年者自身が不法行為責任を負います（民法712条）。未成年者が事理弁識能力を備えているか否かは、一律に決まっているものではなく、その子どもの性質や、加害行為の態様などから個別に判断されますが、だいたい12～13歳以上であれば事理弁識能力を備えていると判断される場合が多いようです。本件の場合、まだ小学校低学年ですから、事理弁識能力は備えていないといえるでしょう。

加害者である未成年者が、事理弁識能力を備えていなかった場合は、「その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」あるいは「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者」が、監督義務者として責任を負います（民法714条）。「その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」とは、親権者や後見人のことです。このため、親は監督義務を怠らなかったという証明、または、監督義務を怠らなかったとしても被害発生が回避できなかったという証明が出来ない限り、子どもが発生させた損害について賠償すべき責任を負います。この監督義務は幅広く解されており、よほどのことがなければ、親の監督義務が

認められないことはありません。

もっとも、本件は鬼ごっこの最中のケガです。鬼ごっこは通常の遊戯として容認されており、ふつうはあまり危険な遊びではありません。こういった通常の遊戯の最中に、それほど危険ではない行為によって偶発的に生じた事故については、不法行為責任を負わなくてもよい場合があります。すなわち、不法行為にもとづく損害賠償請求をするためには、行為に違法性が必要とされていますが、スポーツや一般に危険性がないと認められている遊戯中の行為については、違法性がないとされており、本件と同じ事例で、最高裁は、行為の違法性がなくして、親の責任を否定しました。

一方で、遊戯中の行為であっても、危険が伴う遊び方の場合には、違法性があるとされています。例えば、小学生が手製の弓矢で遊んでいたところ、友人の目に当たって失明させた、などという場合には、遊戯の域を超えて違法性があるとして、親の責任を認めています。

最後に、本件は、小学校校内で発生した事故ですが、仮に行為に違法性が認められた場合、担任教師は「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者」として責任を負うのでしょうか。教師は「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者」にあたりますが、その監督義務は、子どもの生活全般にわたって広く監督責任を負う親とは、内容、程度が違います。教師の許可を得て残っていた場合と異なり、本件のように、本来であれば帰宅しなければならない放課後に、校内で遊んでいた場合には、教師の責任は否定されるというべきでしょう。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業  
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。

趣味は、読書、旅行。